

KDU-Net 会則新旧対照表 (案)

新	旧
<p>制 定 平成 5 年 12 月 1 日 最近改正 <u>令和 4 年 7 月 25 日</u></p> <p>&lt;KDU-Net 趣旨&gt; 省略</p> <p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>第 4 条 (活 動) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>会員住所の管理</u> (2) 会報の発行 (3) - 1 母校の教育振興、発展に必要なこと (4) - 2 芸術工学の振興、発展に必要なこと (5) その他、前条の目標を達成するために必要な活動</p> <p>第 5 条～第 21 条 省略</p> <p><u>付 則</u> <u>この規程は、令和 4 年 7 月 25 日より改正・施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>制 定 平成 5 年 12 月 1 日 最近改正 <u>平成 26 年 10 月 16 日</u></p> <p>&lt;KDU-Net 趣旨&gt; 省略</p> <p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>第 4 条 (活 動) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>会員名簿の発行 (会員住所の管理)</u> (2) 会報の発行 (3) - 1 母校の教育振興、発展に必要なこと (4) - 2 芸術工学の振興、発展に必要なこと (5) その他、前条の目標を達成するために必要な活動</p> <p>第 5 条～第 21 条 省略</p>